

練馬区消費者だより



ぷりずむ

第277号

©2011 練馬区ねり丸

消費トラブル処方せん

インターネット上の消費者トラブルに
気をつけましょう……………P2~3

くらしサポート情報

知ってお得! 薬局のとおき情報……………P4~5

お知らせ

一緒に活動しませんか? 会員募集
『練馬区消費生活センター運営連絡会』… P6

ご案内

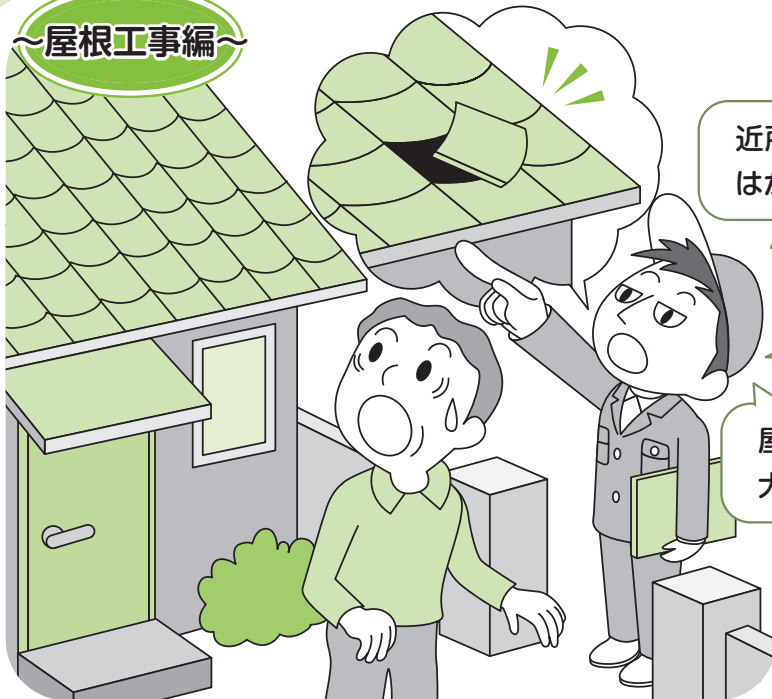
練馬区消費生活センターの出張講座……………P6

注意!

住宅の点検商法

とつぜん業者が来て住宅の不具合をあげ、不安をあおり「点検する」と言い、工事の契約をすすめる点検商法には、様々なものがあります。業者の言葉を信じてすぐに契約することなく、きっぱりと断りましょう。

～屋根工事編～



訪問時の声かけの例

近所で工事をしていたら、お宅の屋根がはがれているのが見えた

屋根に不具合があるから無料で点検しますよ

屋根瓦がずれている。工事をしないと大変なことになる

などと言われたら、点検商法を疑いましょう。

点検商法による消費者被害を防ぐために、まず「必要ありません」と断りましょう。

- ① ドアを開けない
- ② 点検させない
- ③ 契約しない

編集・発行 ● 練馬区経済課 (消費生活センター)

練馬区石神井町2-14-1 電話: 03-5910-3089

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区ホームページ: [練馬区消費生活センター](#)

[検索](#)

消費生活相談専用電話 03-5910-4860 (月～金 午前9時～午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

インターネット上の 消費者トラブルに気をつけましょう

この消費者トラブルには、不特定多数のインターネット利用者が目にする広告がきっかけとなるもののほか、個人間で利用する SNS がきっかけとなるものがあります。

◆ インターネット上の広告がきっかけとなるトラブル事例

インターネットを利用していると、いたる所に広告が表示されます。

広告の中には、次のように消費者トラブルに繋がる広告もあるので注意しましょう。

- 動画配信サービス視聴中に出てきた広告を見て、無料カウンセリング付き10万円の医療脱毛の予約をした。
カウンセリングで、より効果のある40万円の施術を30万円に割引すると言われ、断り切れず分割払いで契約してしまった。後から考えると、高額なので解約したい。

- インターネットのゲーム中に出てきた広告の、「1回限り1,980円」の化粧品を申し込んだら、商品が届いた数日後に2回目が届いた。
中身を確認したら、化粧品が3本と、1万円と記入された振込用紙が入っていて、1回限りではなく、最低3回の購入が必要な定期購入となっていた。2回目以降は支払わず返品したい。

- ネットの記事を読んでいた時に、大手百貨店の閉店セールでブランドバッグ6割引きと書かれた広告が表示された。安いと思い、広告のサイトから注文し代金も支払ったが、商品が届かなかった。大手百貨店で商品が届かないのはおかしいと思い百貨店の公式サイトを見たら、偽サイトに注意するよう書かれていた。返金してほしい。



アドバイス



- ・ インターネットには様々な広告が出てきますが、その広告が正しい広告かどうかわかりません。
大幅に安い金額や、「お試し」、「無料」などと書かれていた場合は、安易に申込等をしないようにしましょう。
- ・ 広告の中には、重要なことが小さく書かれている場合もあるので、見落とさないようよく読みましょう。

◆ SNSがきっかけとなるトラブル事例

SNSを利用すると、見ず知らずの人と交流することができますが、別サイトに誘導されて消費者トラブルにあうケースもあります。知り合った人を信用しすぎるのは危険です。



- ツイッターで知り合った人から「携帯電話が壊れたので、新しくするまで別のサイトで連絡を取りたい」と有料の出会い系サイトに誘導された。何度もサイト利用料を振込んだが一度も会えなかった。相手に文句も言いたいし、振込んだお金も返してほしいが、連絡がつかない。

- 暗号資産を運用している人をフォローしたら「暗号資産を運用したら儲かる」と誘われて、暗号資産を扱う海外業者へ投資を始めた。その投資サイト上でお金が増えてきたので、口座からお金を引き出そうとしたら、引き出せずホームページも閉じられ、お金を返してほしいが誘った人とも連絡がつかない。

- インスタグラムで知り合った人から「簡単にお金を稼げる」と誘われて副業サイトに登録をした。登録料や副業サイトの利用料を請求され振込んだが、全く報酬を得ることができない。振込んだお金を返してほしいが、サイトが閉鎖されていたため連絡がつかなくなった。



アドバイス

- ・ 最初にアクセスしたSNSのサイトから別のサイトでのやり取りや、儲け話などお金に関わる話が出た際は、消費者トラブルとなる可能性が高いので注意してください。

まとめ

インターネット上の消費者トラブルにあわないよう、リスクが伴うことを頭におき、細心の注意を払って利用しましょう。

知ってお得！ 薬局のとおき情報

病気になって医師の診断を受け、薬が処方された時に利用する「薬局」。薬局の役割はそれだけではありません。薬局でできる事、やっている事、サービスは様々です。今回は、薬局の活用について考えてみましょう。



処方箋を受け付ける薬局には、このような表示が店頭にあるので、まずは確認してくださいね。

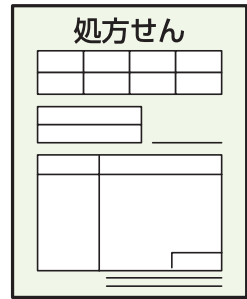
薬局って、薬をもらうだけではありません。とおきの情報を教えましょう！



(公益社団法人東京都薬剤師会より)

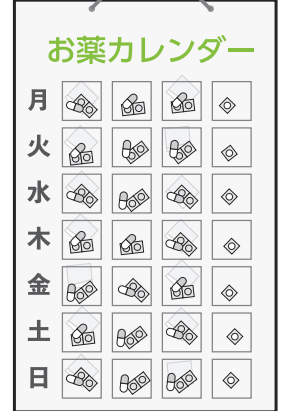
①処方箋受付には、「土日を入れた4日間」という有効期限があります。

- ▶ 4日を過ぎた場合は、原則「無効」となる。
その場合は再診察を経て、処方箋を再発行（自費扱い）してもらうことが必要。
- ▶ 処方箋をファックスで受け付けてくれることもある。
ただし、原本は4日以内に薬局に持参しなければならない。
- ▶ 処方箋受付後、後日に薬の受け取りは可能。
診察時の状態に合わせて処方していますので、なるべく早めに受け取りに行きましょう。
- ▶ 4日以内に薬局に行けないことが分かっている場合は、医師に処方箋期限の延長を相談する事も可能。



②処方箋受付の曜日や時間帯によって、支払金額が変わる。

- ▶ 時間外受付は、高くなる（夜間、休日、時間外は加算される）



③「お薬手帳」を持参し提出すると、薬代が安くなる。

- ただし、利用期間、利用回数、薬局の規模に留意が必要
- ▶ 1度調剤してもらった薬局を3か月以内に再度利用し、薬の処方をした時のみ安くなる。
 - ▶ 「お薬手帳」を忘れた場合は安くない。

④その他のサービス

- ▶ 処方された薬が薬局にない場合は、取り寄せて自宅まで持ってきてくれることもあります。

その他、薬局によっていろいろなサービスがあります！

- インターネットでの処方箋受付
- 外国語に対応
- クレジットカードなどでの支払い対応
- 視覚障害の方へのサービス ▶ 点字での対応など
- 聴覚障害の方へのサービス ▶ 手話や筆談による対応
- 車いす対応（トイレ・スロープなど）
- 緊急避妊薬の取り扱い
- 市販の大衆薬を服用している人が、処方箋調剤を受ける場合は飲み合わせをチェック
(※薬局によって違いがあるので、確認する必要があります)



いろいろな相談を受け付けています。



この薬、飲みにくくていやになっちゃう…

● 薬を飲みやすい形状への変更を医師と相談

ゼリーを使って飲みやすくしたり、大きな錠剤が飲みにくい場合は小さな粒への変更や粉末状にするなど、医師と相談し変更します。

ご自分で診察時に医師に申し出ることも大切です。



受け取った薬に使用期限はあるの？

● 外用薬（塗薬・湿布薬・眼薬など）は、本体に使用期限が書かれています。

通常の薬は、基本的には、処方日数分で飲み切ることを前提に渡しています。

ただし、症状が出た時に飲む「頓服」の使用期限は、薬局で受け取る時に、「期限」を聞いてみましょう。



この頃、飲んだのかどうか忘れてしまうの

あれ？ この薬っていつ飲んだっけ？

一回に飲む薬の種類がたくさんだし、錠剤もそれぞれ数が違うし…
こんがらがってしまうよ

● たくさん飲む薬を一つにまとめる一包化

医師の指示が必要なので医師と相談後、たくさんあるお薬や飲むタイミングがまちまちのお薬を整理し、「飲むタイミングごとにまとめる」一包化をします。

● 飲み忘れがないように管理方法を提案

お薬カレンダーやお薬管理キットの紹介や使い方など伝え、飲み忘れ解消への提案をします。



薬、飲み続けているけど、あんまり効果がない気がする…

この薬を飲んでから、ふらつきがあるんだけど、これって副作用？

● 効き目や副作用について確認

服薬状況を確認し、薬の効果があるのか、副作用が出てないか等を確認し、必要に応じて医師に薬の種類や用量の変更を提案します。

処方された薬、なんだか余ってしまっって…どうしたらいいかな？



● 残っている薬や余っている薬の整理をし、医師に今後の薬の処方日数の調整を提案
飲み薬や塗薬など、処方方法は薬によって変わってくるので、薬局で処方します。
医師と相談し、処方する薬の量を減らす、薬の変更などを提案することもあります。



色々な相談にのってくれる「薬局」。
薬局の様々なサービスを知り、上手に薬局を利用し健康管理に気を付けましょう。
「お薬手帳」の持参もお忘れなく！

一緒に活動しませんか? **会員募集** 『練馬区消費生活センター運営連絡会』

練馬区消費生活センター運営連絡会は、消費者問題を考える5つのグループがあり、それぞれ練馬区と協働し、区民向けに様々な情報や学習の機会を企画・提供する活動をしています。

- **テストグループ** :身近な家庭用品の特性などについて学習
 - **食とくらしグループ** :消費者の目線を大事にした食と健康の講座を企画
 - **展示グループ** :生活にかかわるテーマのパネル作成
 - **環境グループ** :日常生活で考えなければならない環境問題を学習し啓発
 - **広報グループ** :消費者問題を捉え、消費者だより「ぷりすむ」の企画・編集
- 上記のほか、時事問題などを区民の視点でとらえた消費者教室の企画運営も行っています。

申込・問合せ先 消費者団体活動室 ☎03-3996-6351 (月～金 午前10時～午後3時)

ご案内 練馬区消費生活センターの出張講座

内 容	点検商法などの悪質商法によるトラブルを未然に防ぐための講座や若者、障害者、高齢者に対する講座など消費生活相談員がこれらの問題の現状や対応方法などをわかりやすく説明します。テーマ設定については気軽にご相談ください。
対 象	● 練馬区内の町会、自治会、学校、福祉施設など ● 民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域のボランティア、サークルの方々の集会など ※10人以上の会合や集会を対象とし、個人への出張は行いません。
実施日程等	月曜日から金曜日(祝休日・年末年始を除く)、午前10時～午後5時の間(講義時間は30分～2時間程度)
申込方法	専用の申込用紙に講座開催希望日時等の必要事項を記入の上、1か月前までに下記申込先にFAX、郵送、メールなどでお申し込みください。内容をご相談の上、派遣を検討しお知らせします。申込用紙は練馬区のホームページからダウンロードできます。 <input type="text" value="練馬区 講師派遣"/> <input type="button" value="検索"/>
費 用	無料
そ の 他	会場確保、会議設営、受講者の募集は消費生活センターでは行いません。
申 込 ・ 問 合 せ 先	経済課消費生活係(消費生活センター) ☎03-5910-3089(祝休日・年末年始を除く 月～金 午前8時30分～午後5時15分) FAX 03-5910-3440 メール SYOHI@city.nerima.tokyo.jp 〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内

※【ぷりすむ】の録音版・点字版(視覚障害者用)を制作、貸出ししています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一歩の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告募集のご案内

練馬区消費者だより「ぷりすむ」は年6回発行しており、町会・自治会・商店会、区立保育園・幼稚園・小中学校・区立施設・駅などで配布しています。掲載位置は、この広告募集の場所になります。(審査を経て掲載の可否をご連絡いたします)掲載号や応募方法など詳細はお問合せください。

- 発行部数 : 20,000部
- 掲載料金 : 各号につき 30,000円
- 広告サイズ : 縦 55mm×横 185mm モノクロ1色

経済課消費生活係 ☎ 03-5910-3089

